

原料費調整制度に基づく

令和2年10月のガス料金について

令和2年8月31日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて令和2年10月検針分に適用される調整単位料金を、別紙のとおりとさせていただきます。

今回のガス料金の調整は令和2年5月～令和2年7月のLNG平均価格及びLPG平均価格(貿易統計値)により算定された平均原料価格に基づくものです。

令和2年10月検針分に適用する料金につきましては、広報上越10月号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ(検針票)」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518

<別紙>

料金表（令和2年10月）

- 一般契約料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）
基準単位料金に対しては △6.85円（税込）下方調整して料金を算定します。
また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0~25m ³	26~150m ³	151m ³ ~
基本料金 (円/月)	374.00	418.00	638.00
調整単位料金 (円/m ³)	115.65	113.88	112.42

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)
(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	令和2年10月 適用料金	令和2年9月 適用料金	増減額	増減率
35m ³	4,403円/月	4,530円/月	△127円/月	△2.80%

※ 当市におけるご家庭の1件1か月当たり平均使用量 35m³（45.0メガジュール/m³）に基づいて算出しています。

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518 内線 311、312

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	令和2年5月～令和2年7月 (令和2年10月検針分に適用)	令和2年4月～令和2年6月 (令和2年9月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	46,570 円／ t	50,910 円／ t

基準平均原料価格※ ²	54,900 円／ t
------------------------	---------------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.9751＋LPG平均価格×0.0458

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定（令和元年6月から8月までのLNG平均価格54,070円×0.9751＋令和元年6月から8月までのLPG平均価格47,480円×0.0458）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（令和2年5月～令和2年7月貿易統計値）} \times 0.9751 \\ &= 46,050 \text{ 円} / t \times 0.9751 \\ &= 44,903.355 \text{ 円} / t \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{LPG平均原料価格} &= \text{LPG平均価格（令和2年5月～令和2年7月貿易統計値）} \times 0.0458 \\ &= 36,460 \text{ 円} / t \times 0.0458 \\ &= 1,669.868 \text{ 円} / t \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均原料価格} + \text{LPG平均原料価格} \\ &= 44,903.355 \text{ 円} / t + 1,669.868 \text{ 円} / t \\ &= 46,573.223 / t \\ &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\ &= 46,570 \text{ 円} / t \end{aligned}$$

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 46,570 \text{ 円} / t - 54,900 \text{ 円} / t \\ &= \Delta 8,330 \text{ 円} / t \\ &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\ &= \Delta 8,300 \text{ 円} / t \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + (0.075 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 120.73 \text{ 円} + (0.075 \text{ 円} \times \Delta 8,300 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 120.73 \text{ 円} - 6.8475 \text{ 円} \\ &= 120.73 \text{ 円} - 6.85 \text{ 円（小数点第3位以下切上げ）} \\ &= 113.88 \text{ 円} \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.0825円（0.075円に1.1を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m³あたり△6.85円（税込）下方調整します。